農地の売買、贈与、貸借等の許可(農地法第3条)

農地を買いたい(売りたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、農業をやってみたい方まずは、農業委員会へご相談下さい!

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会(または都道府県知事)の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意下さい。

なお、農地の売買、貸借については農地中間管理機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」による方法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせ下さい。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること(全部効率利用要件)
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと(農地所有適格法人要件)
- 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること(農作業常時従事要件)
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと(地域との調和要件)

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続き等をご説明 いたします。
- ・ 伊予市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付まで事務の標準処理期間を定め、 迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ

申請についての相談

※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話を お願いいたします。

「住所:伊予市市場127番地1 TEL:089-983-6351]

申請書の記入

必要書類の入手

※ 申請内容に応じて申請書(農業委員会にあります。) をご記入いただきます。

※ 別添の必要書類一覧表をご参照下さい。 なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

申請書提出前の再確認

※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認下さい。

申請書の提出/受付

※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越し下さい。

農業委員会等の流れ

申請書の提出/受付 (毎月15日締切り) 申請内容の審査 農業委員会総会 (毎月月末開催) → 許可書の交付 (総会開催日の翌日以降)

- ※ 申請書の受付は、毎月15日を締切り日としており、 以後、許可書の交付までの事務の標準処理期間は、17 日です。
- ※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の 許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請 者の方に確認をいたします。 また、現地調査を行います。
- ※ 農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員 会の意思決定を行います。
- ※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越し下さい。